

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

614号 2010

滋賀県各地でメーデーが開催されました



連合滋賀と滋賀県労働者福祉協議会は、第81回滋賀県労働者統一メーデーを4月29日に県内5ヶ所で開催し、計約5,100人が参加しました。

今年の中央集会は竜王町総合運動公園「ドラゴンハット」で開催され、約1,600人が参加しました。式典では「政権交代が実現した今こそ、すべての労働者に雇用と生活、健康、安心、安全のセーフティーネットが張りめぐらされなければならない」と訴え、「社会の底割れに歯止めをかける」、「雇用を確保・創出する政策制度を実現し、働く者の生活を守ろう」とするメーデー宣言を採択しました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第81回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計約1,340人が参加しました。

中央集会は大津市の膳所城跡公園で開催され、約450人が参加しました。集会では、「なくせ貧困と格差、まわれ雇用と生活、消費税増税をやめよ、核兵器のない世界を」などを訴え、働く仲間との力の結集を呼びかけるメーデー宣言が採択されました。

参加者らは集会の後、市内約3kmをデモ行進しました。



パナソニック電工滋賀(株)が、県内で初めて障害者雇用優良企業の認証を取得されました

パナソニック電工滋賀(株)(西原直也代表取締役社長、彦根市)は、厚生労働省委託団体の(社)全国重度障害者雇用事業所協会が定める認証基準を満たし、障害者雇用への積極的な取り組みが評価されたことから、平成22年3月1日に、県内で初めてハートフル・リボン・マークを取得されました。

パナソニック電工滋賀(株)は、働く意志と能力を有しながらも適職や職場環境に恵まれない障害者に対して、安定した職場と雇用を確保・促進することを目的に、滋賀県および彦根市、パナソニック電工(株)の三者によって、平成6年に「重度障害者多数雇用事業所」として設立されました。障害者も健常者も一体融和して仕事を分担し、全員が主役となる「至上協働主義」のスローガンのもと、平成7年より電子回路の製造を中心に、業務に従事されています。

健常者と同じ賃金体系で、現場には階段を設けないなど、障害者に配慮した職場環境を整備されていることから、職場定着率が高く、平成22年3月31日時点で、障害者は社員61人のうち25人と、4割以上を占めています。

また、障害者雇用を促進する地域のリーダー的企業として会社見学を積極的に受け入れるなど、双方向のコミュニケーションを重視した社会貢献活動を展開されています。



障害者雇用優良企業
厚生労働省2013

ハートフル・リボン・マーク



段差レス



車椅子対応トイレ

目次

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 表紙 | メーデーの開催
県内初の障害者雇用優良企業の認証取得
褒章受章者の紹介
おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦
受付について |
| ② | 6月は男女雇用機会均等月間です |
| ③ | 求人情報をお待ちしています |
| ④～⑤ | 助成金のお知らせ |
| ⑥ | 労働委員会だより |
| ⑦ | 労働相談 Q&A「労働契約」 |
| ⑧ | 統計 / 資料 労働相談状況 |
| ⑨～⑩ | 統計 / 資料 毎月勤労統計調査 |
| ⑪ | 労働保険および雇用保険のお知らせ |
| ⑫ | 公正採用選考研修会の日程について |

三俣繁美さんが平成22年春の黄綬褒章を受章されました

今回、滋賀県からヤンマー株式会社小形エンジン事業本部の三俣繁美さんが黄綬褒章を受章されました。入社以来、一貫してフライス盤などの機械加工をはじめ、設計・組立・調整に従事され、卓越した知識と技能により、幾多の新技术の考案や改善に取り組みました。また、海外での技術指導や技能検定委員、グループの職長として精力的に後継者を育成指導され、常に自己研鑽を怠らず、技術の改善に努める姿勢は、後継者の模範となっています。

平成22年度滋賀県技能者表彰(おうみの名工) およびおうみ若者マイスターの推薦の受付について

滋賀県では、卓越した技能により、産業の発展や後進の育成指導にご功績のあった方を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定し、技能振興活動を行っていただくことで、若い技能者の技能研さんへの意欲向上と社会全般に技能を尊重する気運が醸成されることを目的として、おうみ若者マイスター認定事業を実施しています。

今年度におきましては、下記のとおり「おうみの名工」の表彰と、「おうみ若者マイスター」の認定事業を実施する予定です。県内の企業・事業所、市町、団体に候補者の方がおられましたら、積極的にご推薦いただきますようお願いいたします。推薦についての詳細は下記問い合わせ先までご連絡願います。

☆スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工	-	-	候補者の推薦受付開始	候補者の推薦受付締切	審査会	表彰式
おうみ若者マイスター	候補者の推薦受付開始		候補者の推薦受付締切		審査会	認定式

☆基準

おうみの名工表彰基準	①県内に在勤している者 ②優秀な技能を有する者 ③現に「滋賀県技能者表彰要綱」別表に定める職業部門、職業分類および職種に従事している者 ④技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 ⑤特に職業訓練業務に功績のあった者 ⑥他の技能者の模範と認められる者
おうみ若者マイスター認定基準	①県内に在住または在勤である者 ②平成22年4月1日時点で35歳未満であり、対象職種に従事している者 ③技能検定1級または単一等級以上の級に合格している者(検定実施職種のみ) ④技能五輪・技能グランプリ全国大会における入賞経験がある者、またはそれと同等の技能レベルである者(客観的に認められる経歴や証明等が必要)

☆<参考>平成21年度に表彰・認定を受けられた技能者の皆さま

(敬称略)

おうみの名工			
職 種	氏 名	所 属	
機械修理工	市岡敏之	ダイハツ工業(株)滋賀電王工場	
旋盤工	今宿明男	三菱重工工業(株)工作機械事業部	
仏壇木地製造伝統工芸士	大橋和夫	(株)大橋木工所	
金属手仕上げ工	大橋祥浩	パナソニック電工(株)彦根工場	
染物職	金子 正	あいぞめ屋 蓬藍館	
木彫工	川口 勝	川口彫刻所	
木製建具製造工	小西 知	小西建具(株)	
西洋料理人	瀬戸 勇	大津プリンスホテル	
数値制御金属工作機械工	寺嶋孝夫	ヤンマー(株)小形エンジン事業本部	
時計修理工	東條勝利	近江時計眼鏡宝飾専門学校	
理容師	戸嶋貞彦	ヘアデザイン戸嶋	
半導体組立工	中島 清	オムロン(株)野洲事業所	

おうみ若者マイスター			
職 種	氏 名	所 属	
機械修理工	西井薫治	ダイハツ工業(株)滋賀電王工場	
機械込造型工	平野直由	ダイハツ工業(株)滋賀電王工場	
洋菓子製造工	前田省三	(株)パレット	
金属熱処理工	宮嶋貞夫	(株)ミヤジマ	
日本料理人	森 順一	大津観光(株)里湯昔話 雄山荘	

<問い合わせ先> 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課 TEL 077-528-3755

利用しませんか！

6月は男女雇用機会均等月間です！

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク



女性の活躍推進協議会(座長：福原義春株式会社資生堂名誉会長)は、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取組に向けての社会的気運の醸成を図るため、企業、労使団体等がポジティブ・アクションの普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際にご利用することができるシンボルマークを募集し、決定しました。

ポジティブ・アクション(Positive action)の頭文字Pとaを組合せ、創造と活力あふれる女性の姿をデザインしたシンボルマークです。

<シンボルマークの活用について>

シンボルマークはポジティブ・アクションに取り組んでいる企業や、ポジティブ・アクションの普及促進に賛同する企業、労使団体等が、厚生労働省ホームページからダウンロードし、シンボルマークの作成趣旨に基づいて自由にご利用いただけます。

<シンボルマークのダウンロードについて>

シンボルマークのダウンロードやご利用いただく場合の留意点等については下記をご参照ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku04/100219.html>

ポジティブ・アクションとは

固定的な役割分担意識や過去の経緯から男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指し、女性の職域拡大や管理職登用等、女性の能力発揮を促進するための企業による自主的かつ積極的な取組のことです。

女性の活躍推進協議会とは

女性の活躍推進協議会とは、厚生労働省が経営者団体との連携の下、企業トップに呼びかけ、広く女性の活躍を推進するためのポジティブ・アクションの普及を図っていくために、官民連携して開催しているものです。

<お問い合わせ先> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課 TEL03-5253-1111(内線7844)

ワーク・ライフ・バランス普及促進セミナーの開催について

県および(財)21世紀職業財団滋賀事務所の共催により、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進を目的としたセミナーを開催します。多数のご参加をお待ちしています。

◇日時 平成22年6月29日(火)13:15~16:30

◇場所 コラボしが21 3階 大会議室(大津市打出浜2-1) 京阪石場駅から徒歩3分

※会場駐車場はご利用いただけませんので公共交通機関でご利用ください。

◇内容 第Ⅰ部 始めよう、ポジティブ・アクション

・説明「男女雇用機会均等法に沿った雇用管理について」 滋賀労働局雇用均等室

・事例発表「滋賀中央信用金庫におけるポジティブ・アクションの取組み」 滋賀中央信用金庫

第Ⅱ部 仕事と生活の調和の実現に向けて

・講演「ワークライフバランス社会の実現に向けて」

(有)ビジネス・パートナー・オフィス 代表取締役 桑野里美氏

・説明「改正育児・介護休業法について」 滋賀労働局雇用均等室

◇お申し込み 6/18(金)までに、①事業所・団体名②住所および電話番号③職・氏名をご記入の上、下記までFAXでお申し込みください。先着順とします。(定員100名)

<申込および問い合わせ先>

滋賀県商工観光労働部労政能力開発課 TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873

(財)21世紀職業財団滋賀事務所 TEL 077-523-5141 FAX 077-523-5249

公共職業訓練修了生を採用しませんか！

企業の皆さまからの 求人をお待ちしています！

★企業の即戦力となる人材を育成しています！

★次代のものづくりをリードしていく、若き技術者を育成しています！

県および(独)雇用・能力開発機構では、求職者の早期再就職、新規学卒者の職業能力開発のため、ものづくりの技能と知識を習得する施設を設置しています。

離転職者を対象にした訓練では、企業ニーズに合わせた訓練課程により、企業の即戦力になるための必要な技能と知識を備えた優秀な人材を育成しています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に訓練を実施し、優れた技能・技術と豊かな創造力でこれからのものづくりを牽引していく人材の育成に努めています。

各施設では、訓練修了生の進路確保に向け、企業の皆さまからの求人をお待ちしています！

こんな職種に合った訓練を実施しています



【職種】

機械加工・機械製図・溶接・自動車整備・電気工事・電気機器組立・設備保全・マイコン制御・塗装・建築大工・ビル設備管理・一般事務・経理事務・介護ヘルパー・縫製・アパレル等



求職情報の一部はインターネットでも公開中

→ <http://jinzai.ehdo.go.jp>

お気軽に各施設までお問い合わせください。
(連絡先は右ページをご覧ください)



無料相談の窓口は

総合労働相談所

日時/毎月第2・第4土曜日
13:00~17:00
場所/滋賀県社会保険労務士会事務局
電話でご予約ください。
Tel.077-526-3760

労働時間等相談センター

日時/月~金曜日/14:00~20:00
土曜日/13:00~18:00
場所/「エルティ932」4階 (JR草津駅東口)
電話でご予約ください。
☎0120-081-744 (通話無料・携帯電話不可)



お任せください！

広告

あなたの労働問題を
解決します。

社会保険労務士は
伸びる会社の知恵袋

労務管理の身近な専門家、
社会保険労務士に
お気軽にご相談ください。

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.ex.biwa.ne.jp/~shiga-sr>

県立高等技術専門校（テクノカレッジ）

（米原校舎）住所：米原市岩脇411-1
電話：0749-52-5300
（草津校舎）住所：草津市青地町1093
電話：077-564-3296

訓練科（訓練期間）

新規学卒者対象：自動車整備科、生産システム制御科（2年）コンピュータ制御科（1年）
離転職者対象：金属加工技術科、溶接技術科、機械加工技術科、木造建築科、服飾デザイン科、塗装技術科（1年）、
機械実践技術科、溶接実践技術科、電気設備技術科、電気機械技術科、住宅リフォーム科（6ヶ月）
離転職者対象（知的障害者）：総合実務科（1年）

紹介

高等技術専門校は、職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設として県が設置しています。充実した設備と熱意あるスタッフのもとで、企業や地域ニーズに応える確かな技能・技術を目指した実践的な訓練を行い、企業で通用するスペシャリストの育成に全力を挙げて取り組んでいます。
訓練生一人一人が、それぞれの目標に向かって真摯に訓練に取り組んでおり、私たちスタッフもその意欲に応えられるよう、丁寧できめ細かな指導を心がけています。

雇用・能力開発機構 滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）

住所：大津市光が丘町3-13
電話：077-537-1179

訓練科（訓練期間）

離転職者対象：テクニカルメタルワーク科、ビル設備サービス科、CAD/CAM技術科、電気設備科、機械加工NC技術科、制御プログラム科、生産技術管理科、生産システム技術科、シートメタル科（6ヶ月）

紹介

ポリテクセンター滋賀（滋賀職業能力開発促進センター）は、独立行政法人雇用・能力開発機構（厚生労働省所管）が設置した地域における公共の職業能力開発施設として、求職者の方を対象とした職業能力開発コース、在職者の方を対象とした能力開発セミナー、施設設備・機器等の貸与、職業能力開発についての各種相談・援助を総合的に行っています。

雇用・能力開発機構 近畿職業能力開発大学校附属 滋賀職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ滋賀）

住所：近江八幡市古川町1414
電話：0748-31-2254

訓練科（訓練期間）

新規学卒者対象：生産技術科、電子情報技術科、住居環境科（2年）

紹介

本校は、理論と実験・実習を融合した教育訓練システム、きめ細やかな指導が受けられる少人数教育訓練システム、充実した新鋭の実験・実習設備・機器を備えた特色ある教育訓練環境のもとで「ものづくり実践技術者（テクニシャン・エンジニア）」を育成しています。卒業生の多くは、滋賀県内のものづくり産業を支える若きリーダーとして活躍しています。

各科の概要は、次のとおりです。

- ・生産技術科：定員20名、ものづくり生産技術を備えた創造性豊かなものづくり実践技術者を育成
- ・電子情報技術科：定員30名、ユビキタスネットワーク社会を実現する未来のものづくり実践技術者を育成
- ・住居環境科：定員20名、ものづくりを通して知る建築の心と技術を備えたものづくり実践技術者を育成

ご利用
ください

在職者向けセミナーを開催しています

在職者を対象に、職業に必要な専門的な知識および技能・技術の習得を目的としたセミナーを開催しています。企業の人材育成ニーズ等に応じたコースを設定し、比較的短期間（2～5日程度）の訓練です。企業研修、自己啓発等にご利用ください。

【実施分野】 機械系、溶接系、電気系、制御系、建築系

コースの詳細は、下記ホームページをご覧ください。各施設までお問い合わせください。

県立高等技術専門校 <http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/koushu/koushu.html>

滋賀職業能力開発促進センター <http://www.ehdo.go.jp/shiga/z/kaihatu/index.html>

(財) 21世紀職業財団からのお知らせ

仕事と家庭の両立を応援します!!

< 両立支援レベルアップ助成金の概要 >

(財) 21世紀職業財団は、仕事と家庭の両立を支援する事業主・事業主団体へ助成金を支給しています。

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

代替要員確保コース

育児休業又は介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき

休業中能力アップコース

小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき

子育て期の短時間勤務支援コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき

育児・介護費用等補助コース

人財多様性経営を支援する



<お問い合わせ先>

財団法人21世紀職業財団 滋賀事務所
〒520-0043 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング2階
TEL 077-523-5141 FAX 077-523-5249

ジョブ・カード制度を活用した人材確保のご案内

—キャリア形成促進助成金を活用して優秀な人材確保を検討してみませんか—

1. 有期実習型訓練

人材確保のため、新たに雇い入れて訓練を実施する場合や、既に雇用している自社内のパート従業員等の非正規労働者に有期実習型訓練を実施する場合に、訓練中の賃金、訓練経費の5分の4(中小企業の場合)が助成されます。

2. 若年者等正規雇用化特別奨励金

有期実習型訓練の修了者(満年齢が25歳以上40歳未満に限ります。)を訓練終了の翌日から引き続き正規雇用する場合、100万円(中小企業の場合)が助成されます。

ジョブ・カード制度、助成金に関するお問合せ、ご相談は、下記まで

滋賀県地域ジョブ・カードセンター(滋賀県商工会議所連合会) TEL: 077-521-4711

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター(長浜商工会議所) TEL: 0749-64-3001

平成22年「勤労青少年の標語」

可能性 信じて掴め! 確かな未来

自分の中にある可能性を信じ、チャンスを実際につかんでほしい。もし、うまくいかない事があっても何度でも立ちむかってほしい。チャンスは無限にあるという意味が込められています。

厚生労働省

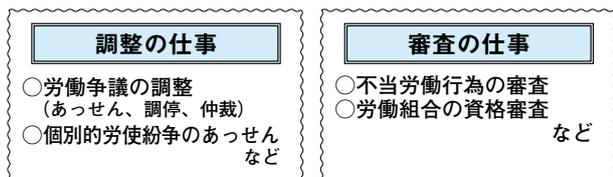
労働委員会だより

ご存じですか労働委員会！

滋賀県労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合（労働者）と使用者との間の紛争を、公平な立場で解決に向けての援助をしたり、使用者の行為が労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当した場合に、労働組合（労働者）の救済を行うなど、健全な労使関係形成のためのお手伝いをする機関です。

労働委員会の役割

労働委員会は、よりよい労使関係を形成するため、大きく分けて次のように2つの仕事を行っています。



労働委員会の構成

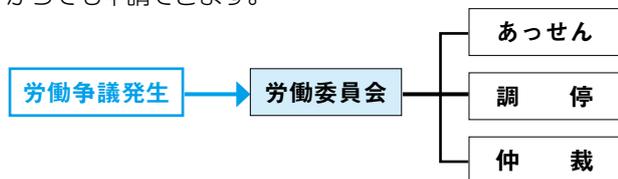
労働委員会は、公益・労働者・使用者を代表する3者の委員で構成されています。



労働委員会の主な仕事

労働争議の調整

労働組合と使用者との間の労働争議の調整を行うため、「あっせん」、「調停」、「仲裁」という3つの方法があります。3つの中では簡易で弾力的な、「あっせん」が最も多く利用されています。「あっせん」は、労働組合と使用者のどちらからでも申請できます。



*「あっせん」では、通常、公益委員・労働者委員・使用者委員各1名からなるあっせん員3名が、公平な第三者として、労使双方の主張を調整し歩み寄りを促すなど、話し合いによる解決を図るための援助を行います。

個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間の労使紛争を解決するため、個別的労使紛争の「あっせん」制度があり、労働者と使用者のどちらからでも申請できます。



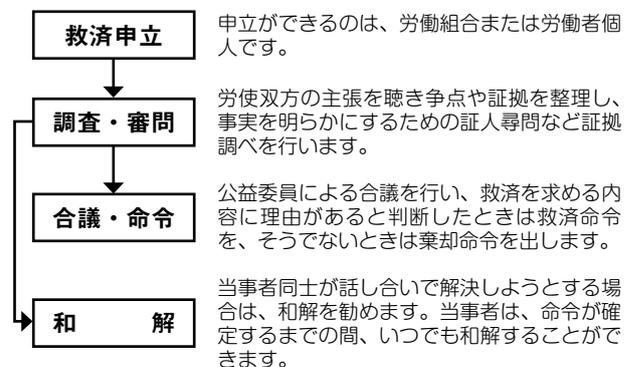
*あっせん員が労使双方の主張を調整し歩み寄りを促すなど、話し合いによる解決を図るための援助を行います。

不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または労働者個人は救済を申立てることができます。ただし、その行為があった日から1年を経過すると、申立てることができません。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう命令を発します。

○不当労働行為の審査の流れ



*労働組合法第7条では、使用者の次の①～⑤のような行為を「不当労働行為」として禁止しています。

- ①労働組合の組合員であること、労働組合に加入しようとしたこと、労働組合を結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。
- ②労働者が労働組合に加入せず、または労働組合から脱退することを雇用条件とすること。
- ③労働者の代表者と団体交渉することを、正当な理由なく拒むこと。
- ④労働組合の結成や運営を支配し、またはこれに介入したり、労働組合の運営のための経費につき、経理上の援助を与えること。
- ⑤労働者が労働委員会に対し、不当労働行為の申立てをしたことを理由として、労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。

その他

労働組合が労働組合法に定められている資格要件を備えているかどうかを審査したり、公益事業における争議行為の予告通知の受付および争議の実情調査を行っています。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577
 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階
 TEL 077-528-4473
<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

「労働契約について」



質問1

私は、ハローワークで求人票を見て応募し、ある会社に採用されました。

求人票によれば、「基本給18万円」とありましたが、入社して実際に受け取った給料は基本給15万円でした。

基本給については、面接時やそれ以降も具体的な説明はなく、書面も受け取っていませんが、求人票を信頼して応募したので、納得できません。

どうすればよいのでしょうか？

回答1

求人者(事業主)がハローワークに求人の申し込みをするのは、あくまで募集のために行うものであって、求人票に記載されている内容は労働者を募集するときに示される基準となる労働条件です。したがって、求人票に給料の額などが記載されていても、それが直ちに契約後の労働条件となるものではなく、採用時に交わす労働契約の内容がその後の労働条件となります。労働契約の締結に際し、事業主は労働者に賃金や労働時間など一定の労働条件について、書面の交付により明示しなければならないと労働基準法(第15条第1項)で定められています。

ご質問のケースでは、面接時やそれ以降も、求人票と異なる労働条件となることについて何の説明もなく、書面を交付する義務も果たされていない状況にあります。このような場合、求人票記載の内容で労働契約が成立しているとした裁判例もありますので、求人票記載どおりの労働条件の実現を求めて事業主と話し合ってみてはいかがでしょうか。

質問2

私は、2週間ほど前に、ある会社に採用されましたが、賃金や労働時間などの労働条件については口頭での説明しかなく不安です。労働条件について書面でもらうことができないのでしょうか。

回答2

使用者は労働者と労働契約を結ぶ際には、賃金、労働時間などの労働条件を書面で明示しなければなりません(労働基準法第15条第1項)。労働条件のうち、必ず書面で明示しなければならない事項は以下のとおりです。

- ①労働契約の期間
- ②就業の場所・従事する業務の内容
- ③始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ④賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む)

口頭のみでの労働契約は今後のトラブルの原因になりかねませんので、労働条件についての書面の交付を事業主に求めてください。

賃金・雇用・労働環境など
労働に係わる相談窓口です！

滋賀県労働相談所

※詳しくはP10をご覧ください。

滋賀労働局 労働行政説明会のご案内

「採用から退職まで、これだけは知っておきたい労働関係の実務」と題して、労務管理の留意点や雇用対策における各種制度、労働関係法令の改正など、事業者向けの説明会を行います。

7月13日(火)13:30~16:00 栗東芸術文化会館さくら(先着400名、無料)

7月27日(火)13:30~16:00 滋賀県立文化産業交流会館(先着200名、無料)

詳細は、滋賀労働局 HP (<http://www.shiga-roudou.go.jp/>) をご覧ください。

<問い合わせ先> 滋賀労働局企画室 (TEL 077-522-6648)

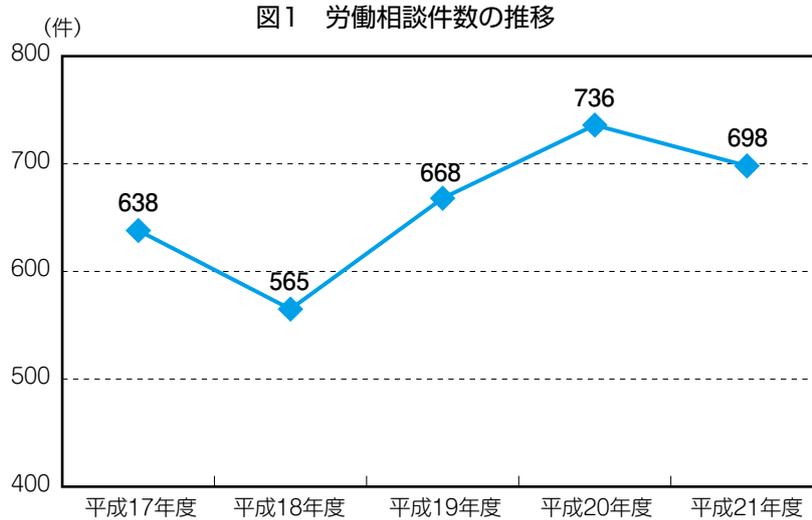


平成21年度の労働相談状況について

県では、労働条件など労働に関する悩みや疑問について、労働者と事業主の方から相談を受けられるよう滋賀県労働相談所を設置しています。平成21年度の相談状況は下記のとおりとなっています。

1. 労働相談件数

平成21年度中に県が受け付けた相談件数は698件となり、前年度と比較すると38件、5.2%の減少となりました。(図1)



2. 相談者の就業形態別の労働相談件数

相談者の就業形態別の相談件数では正社員からが最も多く322件で全体の46.1%となっています。非正社員からの相談は274件で全体の39.3%となり、非正社員ではパート・アルバイトの方からの相談が最も多くなっています。一方、使用者からの相談は20件で全体の2.9%と非常に少なくなっています。(図2)

図2 就業形態別の相談件数

	件数	構成比
正社員	322	46.1%
非正社員	274	39.3%
内訳 (パート・アルバイト)	(128)	(18.3%)
(派遣労働者)	(77)	(11.0%)
(期間契約社員)	(69)	(9.9%)
使用者	20	2.9%
無職	49	7.0%
その他	25	3.6%
不明	8	1.1%
計	698	100.0%

アメニティガーデン瀬田南
大津野郷原
Amenity Garden Otsu Nogohara

全41区画

付近環境にめぐまれた立地ながら、

一区画 **1,125.5**万円の実現！
(自由設計用地) 土地/134.05㎡ (約40.55坪)

教育施設
 (私立) たんぼぼ保育園…徒歩 1分 (65m)
 (市立) 瀬田南幼稚園…徒歩11分 (880m)
 (市立) 瀬田南小学校…徒歩11分 (911m)
 (市立) 瀬田中学校…徒歩31分 (2446m)

医療施設
 加藤内科…徒歩 8分 (626m)
 あい神領薬局…徒歩 8分 (626m)
 八木歯科…徒歩10分 (756m)
 八木整骨院…徒歩10分 (756m)
 林医院…徒歩15分 (1200m)

〈概要〉所在地：大津市野郷原1丁目/地目：宅地/前面6m大津市道/用途地域：第1種住居地域、第1種中高層住居地域/建ぺい率：60%/容積率：200%/開発許可番号大津市指令都開第18050号/今回販売区画：14区画/設備：関西電力・大津市上下水道・大津市ガス・交通：「野郷原」バス停徒歩1分/建築条件付宅地

広告

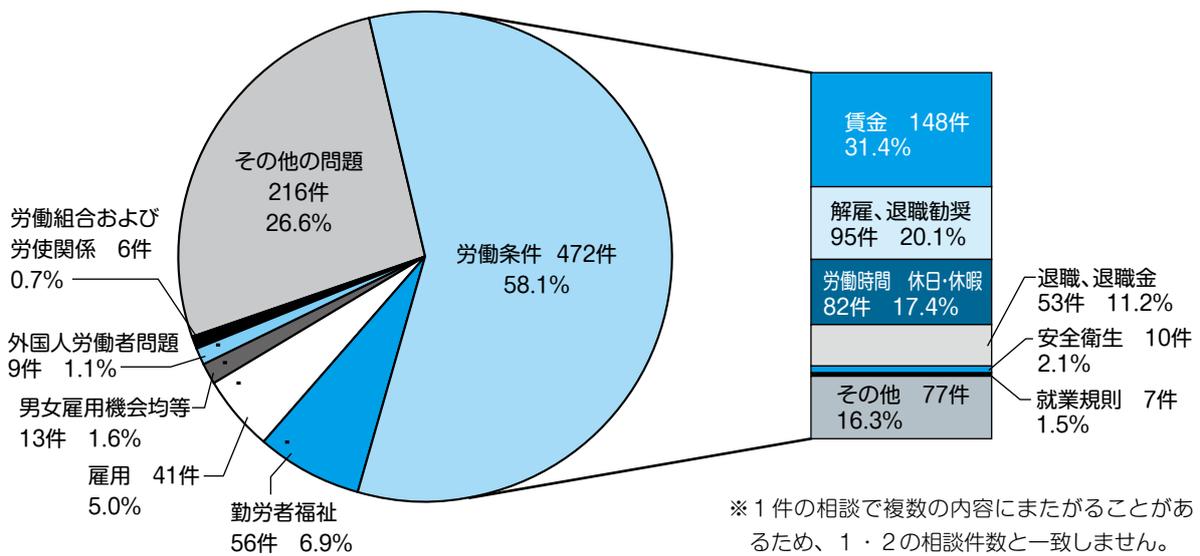
販売 **滋賀県勤労者住宅生活協同組合**
滋賀県知事 (11) 第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号コラボしが21 6階 定休日/火・水・祝

お問い合わせ TEL.077-524-2800(代)
http://www.shiga-jutaku.jp/ 滋賀住宅生協

3. 相談内容別の相談件数

相談内容別に相談件数をみると、「労働条件」に関する相談が472件で全体の58.1%を占め、最も多くなっています。「労働条件」に関する相談の内訳をみると、「賃金」に関するものが148件(31.4%)と最も高く、次いで「解雇、退職勧奨」に関する相談の95件(20.1%)、「労働時間、休日・休暇」に関する相談の82件(17.4%)となっており、労働者の生活の基盤となる事柄についての相談が多くなっています。(図3)

図3 相談内容別の相談件数 (計813件)*



滋賀県労働相談所をご利用ください

平日の昼間だけでなく、夕方、土曜日、日曜日にも相談を受け付けています。相談は無料、秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

※平成22年4月よりエルティ932(草津市)からコラボしが21(大津市)へ移転しています。

○所在地：大津市打出浜 2-1
コラボしが21 6階

○労働相談ダイヤル

0120-967164

○相談時間

月曜～金曜(平日) 10:00～20:00

月曜～金曜(祝日) 17:00～20:00

土曜・日曜 10:00～16:00



7月1日から7月7日は全国安全週間です

みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心

厚生労働省

毎月勤労統計調査地方調査(平成21年平均)結果概要

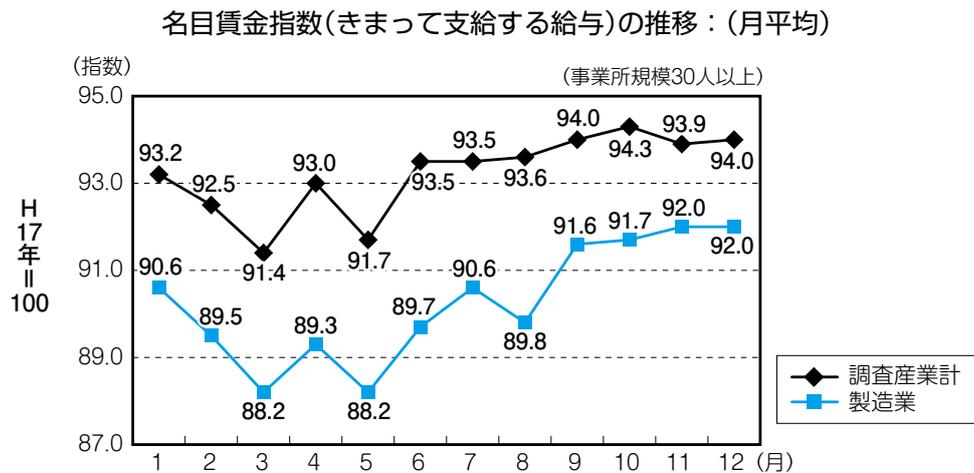
この調査は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変化を明らかにすることを目的に、滋賀県総務部統計課において調査しています。

調査の対象は農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務、一般公務を除く事業所です。

平成21年平均の結果について、その一部を紹介します。詳細については滋賀県統計課ホームページ(<http://www.pref.shiga.jp/c/toukei/>)をご覧ください。

1. 平成21年における賃金の動き

平成17年を100としたときの平成21年における名目賃金指数(きまって支給する給与)の推移をみると、調査産業計の1月の指数は93.2で、その後、6月にかけてW型に推移したあと、年の後半はほぼ横ばい状態でした。製造業の1月の指数は90.6で、1月から7月にかけてW型に推移し、12月は92.0でした。



2. 労働時間の水準

平成21年の調査産業計における1人1カ月平均総実労働時間は145.6時間で、前年に比べて5.1%減となりました。

総実労働時間を所定内と所定外に分けてみると、所定内労働時間は135.2時間で、前年に比べて2.7%減となり、所定外労働時間は10.4時間で前年に比べて29.3%減となりました。

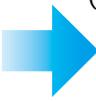
産業別労働時間の動き(月平均)

(事業所規模30人以上)

産業	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	実数	対前年増減率		実数	対前年増減率		実数	対前年増減率	
		平成21年	平成20年		平成21年	平成20年		平成21年	平成20年
調査産業計	時間	%	%	時間	%	%	時間	%	%
調査産業計	145.6	△ 5.1	△ 1.0	135.2	△ 2.7	△ 0.8	10.4	△ 29.3	△ 2.3
建設業	148.2	2.3	△ 13.1	134.2	0.8	△ 12.1	14.0	17.6	△ 22.9
製造業	153.3	△ 8.2	△ 0.8	141.7	△ 3.1	△ 0.5	11.6	△ 44.3	△ 2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	156.8	2.6	△ 1.6	138.9	0.2	△ 1.9	17.9	26.0	1.4
情報通信業	149.7	△ 5.6	△ 4.1	141.5	△ 2.9	△ 1.5	8.2	△ 38.6	△ 22.8
運輸業	167.2	△ 2.9	△ 3.0	145.6	△ 3.5	△ 0.5	21.6	△ 1.4	△ 15.6
卸売・小売業	126.7	△ 6.6	0.4	121.6	△ 6.5	1.5	5.1	△ 13.0	△ 16.9
金融・保険業	154.8	△ 1.5	1.7	141.0	0.7	△ 2.3	13.8	△ 21.2	57.3
不動産業	X	X	7.0	X	X	9.3	X	X	△ 50.0
飲食店、宿泊業	107.7	△ 1.9	△ 6.6	100.7	△ 1.2	△ 7.6	7.0	△ 12.3	10.5
医療、福祉	139.2	5.8	△ 0.9	134.5	6.7	△ 0.4	4.7	△ 13.8	△ 11.6
教育、学習支援業	136.4	2.5	2.2	120.3	△ 1.9	△ 3.1	16.1	27.8	245.7
複合サービス事業	157.8	△ 1.6	6.5	146.5	△ 1.6	6.3	11.3	△ 28.2	23.8
サービス業	143.8	△ 4.8	△ 0.9	134.2	△ 5.0	△ 1.1	9.6	△ 0.5	1.6

平成 22 年 4 月から雇用保険の適用範囲が拡大されました

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成 22 年 4 月 1 日から次のとおり拡大されました。

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること ○ 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること |  | <p>(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>31日以上</u>の雇用見込みがあること ○ 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。(例えば、30日間で退職することが確実な方以外は、原則加入となりますので注意してください。)

※ 適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合(4月1日以前から引き続き雇用され、新たに加入していただくこととなった場合も含まれます。)には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いいたします。

滋賀労働局・公共職業安定所

労働保険の年度更新手続きをお願いします

— 労働保険料等の申告・納付手続は、7月12日までをお願いします —

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、平成21年度の確定保険料と平成22年度の概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を、申告・納付していただく大変重要な手続です。

平成22年度の年度更新手続期間は、**6月1日(月)～7月12日(月)**です。

※ 最寄りの金融機関(銀行か郵便局)、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)、滋賀労働局労働保険徴収室等において早めに済ませてください。

(注)公共職業安定所、社会保険・徴収事務センターでは納付はできません。

※ 期間中県内各地域で、年度更新説明会及び年度更新申告書受付・相談会を開催いたしますのでご利用下さい。(日程等につきましては滋賀労働局労働保険徴収室へお問い合わせください。)

ご注意ください!!

・雇用保険料率が平成22年4月1日より改定されました。

- | | |
|---------------|----------------------------------------|
| ①一般の事業 | 旧 11/1000 → 新 15.5/1000 (本人負担率 6/1000) |
| ②農林水産・清酒製造の事業 | 旧 13/1000 → 新 17.5/1000 (本人負担率 7/1000) |
| ③建設の事業 | 旧 14/1000 → 新 18.5/1000 (本人負担率 7/1000) |

申告・納付のお問い合わせは、最寄り労働基準監督署、公共職業安定所、滋賀労働局労働保険徴収室(TEL 077-522-6520)まで

平成 22 年度公正採用選考研修会開催日程について

公平公正な採用選考のシステムの確立及び平成23年3月新規高等学校卒予定者等の求人手続きの説明を行います。(6/8以降の開催日程を掲載します。)

● 高島会場：平成22年6月14日(月) 13:30から
場 所：高島地域地場産業振興センター

● 高月会場：平成22年6月9日(水) 13:30から
場 所：高月町中央公民館 第2研修室

● 彦根会場：平成22年6月8日(火) 13:30から
場 所：彦根市文化プラザ メッセホール

● 愛荘会場：平成22年6月15日(火) 13:30から
場 所：ハーティーセンター秦荘

● 近江八幡会場：平成22年6月10日(木) 14:00から
場 所：滋賀県立男女共同参画センター 大ホール

● 湖南会場：平成22年6月8日(火) 13:30から
場 所：サンヒルズ甲西(湖南市市民学習交流センター)

● 草津会場：平成22年6月17日(木) 13:30から
場 所：草津市立草津アマカホール

● 守山会場：平成22年6月9日(水) 13:30から
場 所：守山商工会議所

<問い合わせ先>

滋賀労働局職業安定部職業対策課 (TEL 077-526-8686)
及び最寄りのハローワーク(公共職業安定所)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労政能力開発課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp
http://www.pref.shiga.jp/